

令和4年度 第2回丸亀市都市計画審議会議事録	
開催日時	令和4年12月20日(火) 10時00分から11時00分まで
開会場所	市役所 3階 303会議室
出席委員及び 関係委員氏名	<p>出席者 高濱 和則、池田 幸代、豊島 義則、代理：鹿児島課長、 爲久 正規、三谷 洋勝、神田 泰孝、武田 孝三、大西 浩、 竹田 英司、内田 俊英</p> <p>欠席者 紀伊 雅敦、中島 美登子、柳口 華織、廣瀬 治</p> <p>事務局(都市計画課) 伊藤都市整備部長、真鍋課長、平池副課長、大関計画担当長、濱本主任</p>
会議の概要及び会議のてん末	
議 事	丸亀市都市計画マスタープラン(立地適正化計画)の改訂について(素案)
発言者	発言要旨
事務局(真鍋)	<p>只今より令和4年度第2回目の都市計画審議会を開催いたします。 本日は年末のご多用なところ本会議の出席を賜り、誠にありがとうございます。 司会を務めさせていただくのは都市計画課の真鍋と申します。宜しくお願ひ致します。 それではまず初めに都市整備部長より挨拶がございます。</p>
事務局(伊藤)	<p>おはようございます。年末のお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 今回は、前回ご審議いただきました都市計画マスタープランの改訂方針に沿いまして、誘導施策の検討及び防災指針に関する指針について素案とりまとめを致しましたので、この場でご審議いただき、来年度のパブリックコメント等かけていきながら決定していきたいと思っておりますのでご審議のほど、宜しくお願ひ致します。</p>
事務局(真鍋)	<p>続いて本日の会議の出席状況をご報告させていただきます。 委員15名の内、11名の方が参加いただいておりますので、過半数以上の出席ということで丸亀市附属機関設置条例に基づき会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。 また、本会議につきましては、丸亀市附属機関会議公開条例の規定によりまして公開となっております。後日会議録を作成致しまして公開することとなりますのでご了解ください。 なお、丸亀市附属機関設置条例第7条の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、この後の議事進行につきましては高濱会長にお願ひ致します。</p>
高濱会長	<p>皆さん、おはようございます。 皆様方にご協力をいただきまして会議を円滑に進めてまいりたいと思っておりますの</p>

	<p>で、宜しくお願い致します。</p> <p>それでは本日の議題でございます、丸亀市都市計画マスタープラン、立地適正化計画の改訂につきまして事務局の説明を求めます。</p>
事務局(濱本)	<p>～説明～</p>
高濱会長	<p>只今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願い致します。</p>
三谷委員	<p>丸亀市の都市計画マスタープランは、防災指針や用途地域、土地利用等について作成しなければならないということで作成されたのでしょうか。法律に基づいて作成しなければならないということになっているのですか。</p> <p>宇多津町や多度津町等は丸亀市と生活圏が同じですが、それぞれ計画を策定しているのですか。</p> <p>また、河川や道路など丸亀市だけでなく国、県も絡んでくるような問題があります。これらは、お金がものすごくかかることが記載されていますが、机上の書類にて策定するだけにならないようにしてほしいと思いますし、広域化して対応すべきと思います。</p>
事務局(大関)	<p>都市計画マスタープランについてですが、都市計画法という法律を踏まえて各自治体それぞれのまちづくりや方向性を示すために策定するように示されています。</p> <p>丸亀市や多度津町、宇多津町が各自治体で計画を策定している状態です。中讃広域という広いエリアでのマスタープランは、香川県が中心になって策定しています。</p> <p>今回、防災指針やまちづくりに関する取組方針を追加させていただいている中で、被害状況で莫大な金額が表示されていますが、平均の価値を想定される被害の床面積に掛け算して出している状況なので、実際に災害がおこってみないとどれほどのお金の被害が出るかというのはわからないので、あくまで参考という形で今回掲載させていただいている次第です。</p>
内田委員	<p>一週間前に送って頂いた議案を見て来ましたが、本日修正後の資料が置いてありましたがどうということですか。</p>
事務局(大関)	<p>おおまかな流れは変わっていませんが、言い回しや追加事項がありましたので今回修正したものを置かせていただいています。</p>
爲久委員	<p>資料を変更した場合は事前に新しい物を送ってくる、またはメールで送る、会の当日に修正部分を記載した一覧を配るといったことをしたほうが良いと思います。</p>
高濱会長	<p>今のご指摘の件につきましては、今後、前もって対応するように致します。</p>
神田委員	<p>一点は 57 ページや 58 ページの図にある字がつぶれてしまって読めません。ページ数に制限がないのであれば、見やすい様に変更していただきたいです。見てもらう人の年齢もバラバラだと思うので、見やすいほうが読もうという気になると思い</p>

	<p>ます。</p> <p>もう一点は災害の話を追加ということですが、豪雨災害の排水に関しての記載がありませんが、ハザードマップに付随しているから載せなくてもいいのでしょうか。</p>
事務局(大関)	<p>地図の右上の凡例等見えにくい部分は修正させていただきます。</p> <p>排水に関する計画は、現在、危機管理課を中心に計画策定を行っていると思いますが、現時点でまだ出来ていないので次回見直しの際には関連計画と連携を取りながら見直しをしていく形になると考えています。</p>
神田委員	<p>今後、その計画と連動していくという一文がある方がいいと思うので検討してください。</p>
爲久委員	<p>次回、見直しの際というお話がありましたが、いつを想定されていますか。</p>
事務局(大関)	<p>マスタープラン本体の計画が2026年までの計画なので、その時に全体見直しをかけるような形になります。</p>
爲久委員	<p>それまでに見直しをすることはないのでですか。</p>
事務局(大関)	<p>排水の計画は、策定途中ですので、策定後すぐにまたこちらを見直すのは難しいと考えています。今のところは、次回の全体見直しのスケジュールでいこうと考えています。</p>
事務局(真鍋)	<p>防災指針の内容について1点付け加えをさせていただきます。防災指針というのは立地適正化計画の中に記載するようになっておりまして、基本的に54ページの居住誘導区域の範囲内での水害対策について記載するようになっています。排水対策計画は内水氾濫の被害が出だした今津町や郡家町が焦点になっているのでズレがあります。当然都市計画マスタープランの中で全市的な排水計画は記載しないといけません、細かい部分については排水対策計画のほうで見ていただく形になると思います。</p>
三谷委員	<p>水害に対する対策は非常に重要なことだと思います。</p> <p>しかし、一般的に今後30年以内に70%か80%の確率で発生するとされている南海トラフ地震がありますが、発生すると家屋の倒壊や道路の寸断、ため池の決壊などが考えられます。</p> <p>耐震の関係がこの計画に入っていないのは何故ですか。耐震関係の計画は丸亀市にあるのでしょうか。</p> <p>丸亀市中が大地震に見舞われた時、最後は行政や自衛隊にお世話になるとは思います。自分の身は自分で守らなくてははいけないと思います。そういった計画も作られているのでしょうか。</p>
高濱会長	<p>自助、共助、公助の考え方は各市町村含めて指針は出来ているはず。ため池</p>

<p>事務局（大関）</p>	<p>などの水害や地震の被害について記載されているものはハザードマップ等が常に更新しながらで各ご家庭に届いているはずです。</p> <p>今の都市計画は、そのようなものも前提に記載されており、地震についても無視しているのではなく、想定しているはずです。</p> <p>今回追加させていただく予定の防災指針に関しては、国から示されている想定に沿って水災害がメインという形になるので、津波の被害状況を示させていただいています。市のハザードマップには地震の被害が示されていますが、あくまで防災指針なので水災害を想定して津波が到達するまでの時間や豪雨災害に関しても降り始めてから水位が上昇する間にどう逃げるかということの方針として示していかなければいけないと考えています。</p> <p>自助や互助に関しては防災指針の中でも一部触れさせていただいています。マイタイムラインといって災害が起こった時、個人的にどう行動するのかというものを作っていきますというものや、地域でお互いどう助け合っていくか、避難するための地区防災計画というものを各地区や個人で作っていきますということを今回防災指針の中で示させていただこうと思っています。</p>
<p>為久委員</p>	<p>46 ページの立地適正化計画の目標値が 2038 年になっていますが適正なのでしょうか。3 年後や 5 年後、10 年後のようにマイルストーンを設定し、そこを到達点とするのが普通ではないかと思いますが、期間が長いのは何か理由があるのでしょうか。</p>
<p>事務局（真鍋）</p>	<p>立地適正化計画は策定の国の方針として、都市計画なので 20 年後の都市の姿を想像して計画を作りなさいという指針になっています。20 年後が 2038 年ということです。中間目標を作ると分かりやすいかも知れませんが、現在の計画では 20 年後を目標値として置かせていただいています。</p>
<p>為久委員</p>	<p>46 ページの中で目標設定が各項目で立てられており、これらが全て達成できた場合、83 ページには目指すまちのイメージ図に近づくというのは、どのように考えられたのでしょうか。例えば丸亀城から中央商店街の来訪者が増えると、どんな風に立地適正化計画に繋がるのか、または、目指すまちのイメージにどう近づくのか分かりません。</p>
<p>事務局（真鍋）</p>	<p>46 ページの成果目標につきましては、本日お渡しした資料の立地適正化計画の部分になる第 3 章 27 ページから 45 ページまでの部分でまちづくりの方針を書いており、その中でそれぞれの項目で目標を立てています。83 ページの目指すまちのイメージ図とは多少乖離が有るというのはおっしゃる通りだと思います。総合的に 83 ページの姿を目指していくということでご理解いただけたらと思います。</p>
<p>為久委員</p>	<p>丸亀市が目指す姿は 83 ページに出しています、その中で一つの切り口から見てこういう所を直します、それを 2038 年までにやりますという理解でよろしいでしょうか。教育や社会保障等の部署についてもそれぞれ目指すまちづくりのイメージに近づくためのビジョンをそれぞれ持っているという理解でよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局（真鍋）</p>	<p>はい。</p>

高濱会長	<p>目標値は何を持って目標とするかは難しいと思います。例えば人口減少に関しての問題に対しては少子高齢化にどうやって逆らうかということしかないわけです。その中に色んな施策を入れながらどれが本当にフィットするのは難しいと思います。目標と施策が一致するかと言われると自信がないです。</p>
爲久委員	<p>一致しなくても良いと思いますが、整合性をとって方向性を示していただければ問題ないと思います。</p>
神田委員	<p>一点は46ページの成果目標ですが、自動車の交通手段分担率について、今、バスに力を入れているので、一日のバスの利用者の目標値を出すなどは出来ないのでしょうか。前段に交通のことが記載されているので、自動車以外を載せることはしないのでしょうか。</p> <p>もう一点は丸亀城の天守の一日の入場者数がありますが、丸亀城を通過した人数なら分かりますが、なぜこの数値なのでしょう。</p>
事務局（真鍋）	<p>バスの利用に関してですが、都市計画マスタープランの中の交通に関しての記載は一部になりますので、目標値としても1個掲載したような考えです。なお、バスに関する目標値は個別計画の地域公共交通計画に記載しています。</p> <p>JR丸亀駅・港エリアの来訪者数の所で天守がピンポイントで入っている理由ですが、本来は丸亀城を訪れた人の人数を入れたかったのですが、カウントをしていなかったの、カウントをしている天守の入場者数を入れています。</p>
三谷委員	<p>丸亀市都市計画マスタープランの44ページ45ページには交通ネットワークの構築とバス路線の構築について記載されています。</p> <p>車はいつまでも乗れませんので、コミュニティバスは大事ですが、昼間はガラガラで、寒い時期には乗り継ぎも大変です。コミュニティバス以外のデマンドタクシー等もあります。</p> <p>琴電については、高松市と綾川町はゴールド IruCa により70才以上になったら運賃が半額です。</p> <p>これには導入経費と維持管理費が必要と思いますが、県と一体となって初期投入経費は県の方に負担してもらい、維持管理費は市の方が負担するなど、高齢者の為の移動方法も充実させていただきたいです。</p>
高濱会長	<p>それでは今回の議案については原案通り承認することといたします。事務局におきましては今後、素案に基づきパブリックコメントを実施し、広く市民からの意見を募集し改訂作業を進めていきたいと思っております。</p>
事務局	<p>今回、承認いただいたものに1月の初めからパブリックコメントを実施させていただきます。本日いただいたご意見や修正点を反映させていただいた上でパブリックコメントの意見も含め、最終案という形で3月頃に第3回目の都市計画審議会を開催させていただきます。そこで承認いただけましたら3月末を目途に今回追加する内容を踏まえてマスタープランを市民向けに公開させていただこうと思っておりますので宜しくお願い致します。</p>
高濱会長	<p>以上で、本日の会議は終了とさせていただきます。ご審議本当にありがとうございました。</p>

